

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

更新申請についてのお問い合わせは  
海部南部水道企業団 工務課 給水係 電話 0567-32-3111

## 令和元年10月1日より指定給水 装置工事事業者制度は5年ごとの 更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ※ 現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)。

指 定 を 受 け た 日	現 在 の 指 定 の 有 効 期 間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

※更新の手続きにつきましては後日、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に郵送で通知します。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の申請)を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
  - ② 給水装置を行うための機械器具の名称、性能及び数
  - ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※ 法令第25条の3及び省令第20条に準拠

- 更新申請に必要な書類

※省令第18条に準拠

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書(写真添付)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)